

時 間 午後2時00分～
会 場 第3・4委員会室

市長記者会見資料

- 1 「盛土規制法」の施行を受け、市内全域を「規制区域」に
～土砂災害を未然に防ぎ 市民の生命と財産を守る～
- 2 「上川の里保全活動協定」をカルビー株式会社と締結
- 3 職員の活躍を応援する「八王子版メンター制度」を導入

「盛土規制法」の施行を受け、市内全域を「規制区域」に ～土砂災害を未然に防ぎ 市民の生命と財産を守る～

盛土や切土等、人為的に行われる造成行為の崩落などによる災害から、人命を守るため、「宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）」の施行を受けて本市では、中核市として令和6年7月31日より、市内全域を宅地造成等工事規制区域に指定し、盛土規制法の運用を開始します。

規制区域内で一定規模以上の造成行為（別紙参照）を行う場合、当該工事着手前に許可手続きが必要となり、規制の対象となる盛土や切土等に対して必要な措置が講じられ、危険な造成行為を規制することで、土砂災害防止につなげていきます。

1 運用開始日

令和6年7月31日（水）

2 対象地域

八王子市内全域を、宅地造成等工事規制区域（市街地や集落、その周辺で盛土等が崩壊した際に人家に危害を及ぼしうるエリア）に指定。

3 許可の対象となる行為

名称	内容
宅地造成	宅地以外の土地を宅地にするために行う盛土、その他、土地の形質変更
特定盛土等	宅地、または農地などにおいて行う盛土、その他の土地の形質変更
土石の堆積	宅地、または農地などにおいて行う土石の堆積（一定期間に限る）

4 許可の対象となる盛土等に対する措置

- ・ 許可情報を公表
- ・ 工事主が周辺住民に工事の内容を事前周知
- ・ 工事主が工事現場に標識を掲示

※無許可で盛土等を行った場合などは罰則の対象となります。

宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）の概要

令和6年(2024年)7月
まちなみ整備部
開発審査課

盛土規制法について

盛土等に伴う災害を防止し、市民の生命及び財産の保護を図るため、令和5年5月26日に施行された「宅地造成及び特定盛土等規制法」について、**令和6年7月31日**に、市内全域を宅地造成等工事規制区域に指定し、運用を開始する予定です。

宅地造成等工事規制区域の考え方

本市は市内全域が都市計画区域であり、盛土等が崩壊した際に被害が発生しないと想定される区域は認められないことから、**市内全域**を**宅地造成等工事規制区域**とします。

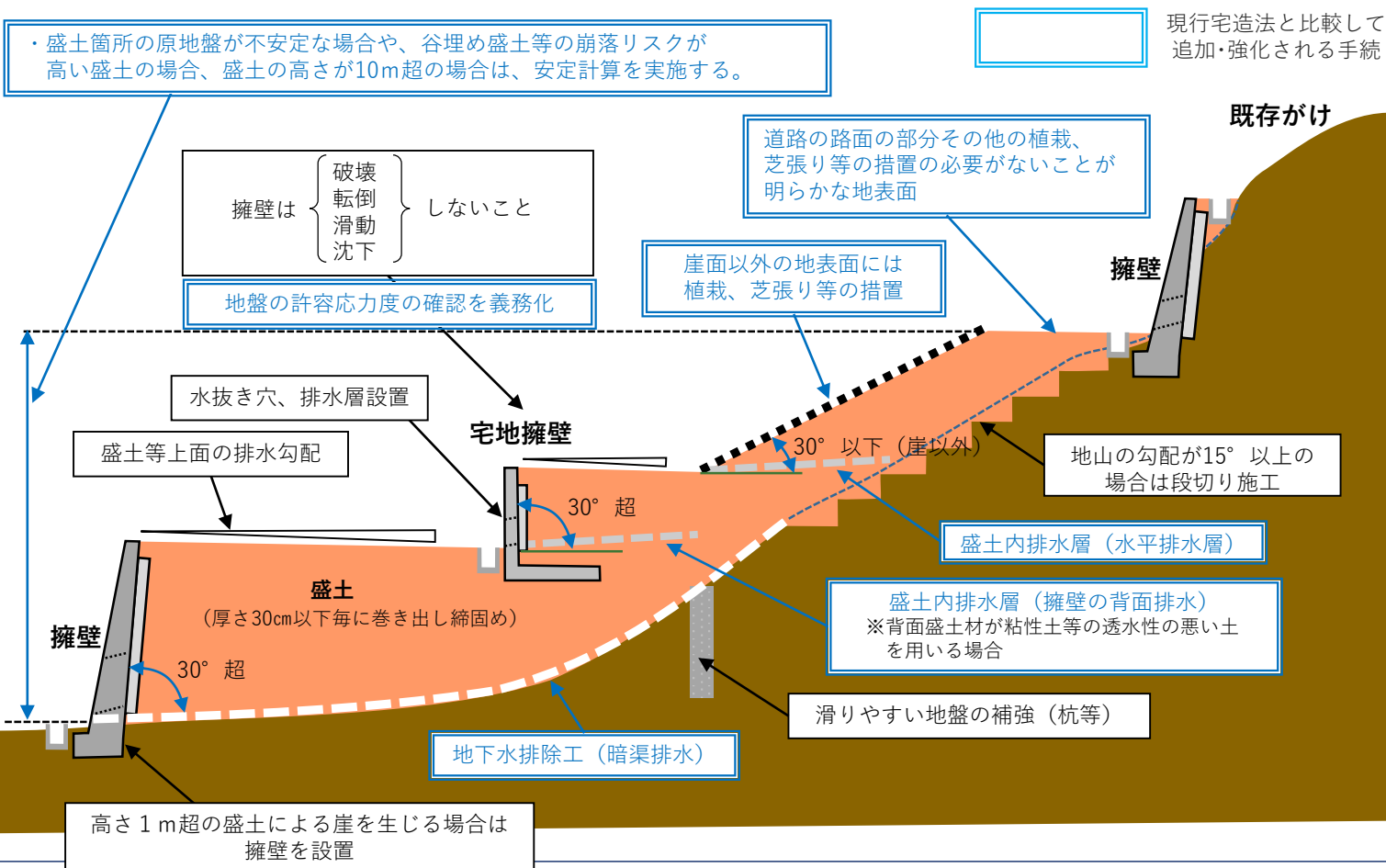
許可が必要な対象行為について

宅地造成等工事規制区域において行われる宅地造成等に関する工事

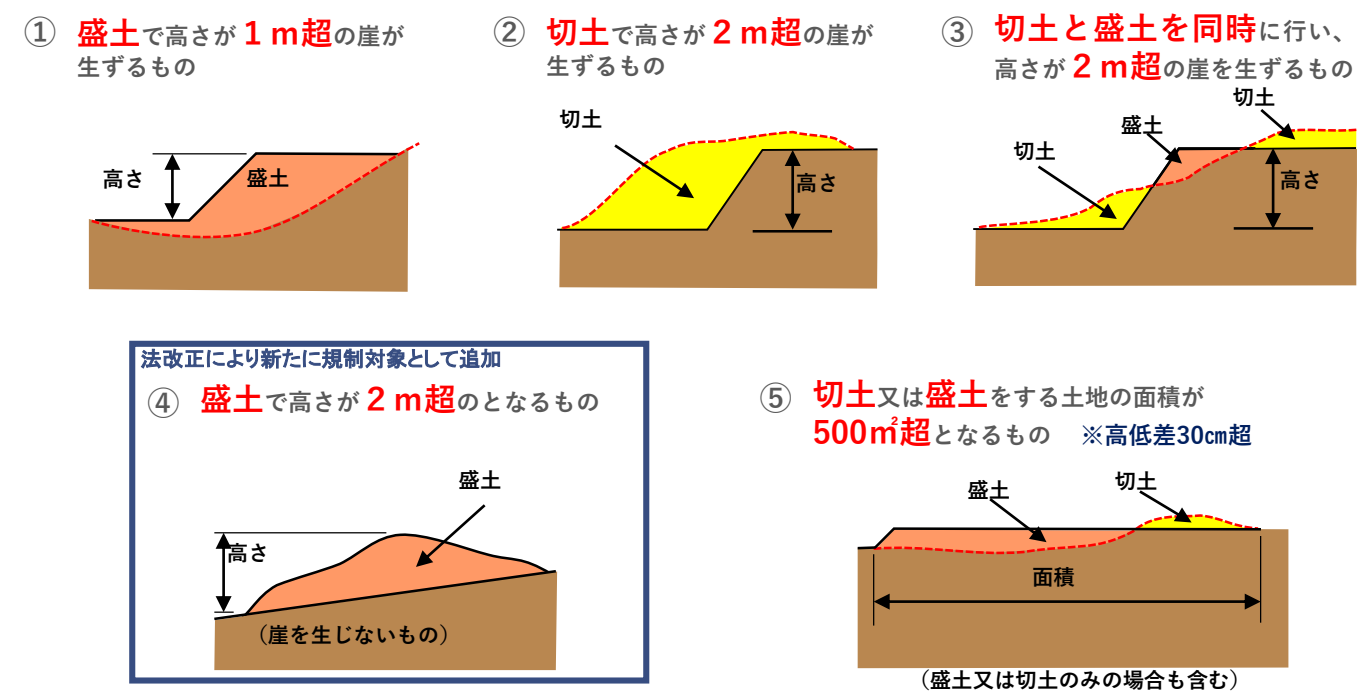
※宅地造成等（宅地造成、特定盛土等、土石の堆積）

- 宅地造成：宅地以外の土地を宅地にするために行う盛土その他の土地の形質の変更
- 特定盛土等：宅地又は農地等（農地、採草放牧地及び森林をいう。）において行う盛土その他の土地の形質の変更
- 土石の堆積：宅地又は農地等において行う土石の堆積（一定期間の経過後に当該土石を除却するものに限る）

土地の形質の変更(主な変更点)

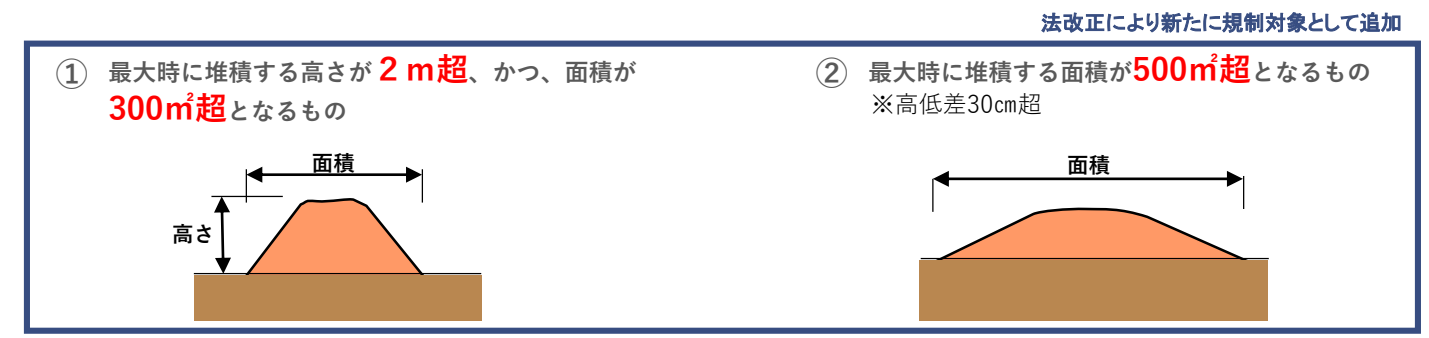


土地の形質の変更



土石の堆積(土砂の一時堆積)

※一定期間(最大5年)の経過後に当該土石を除却するものに限る。

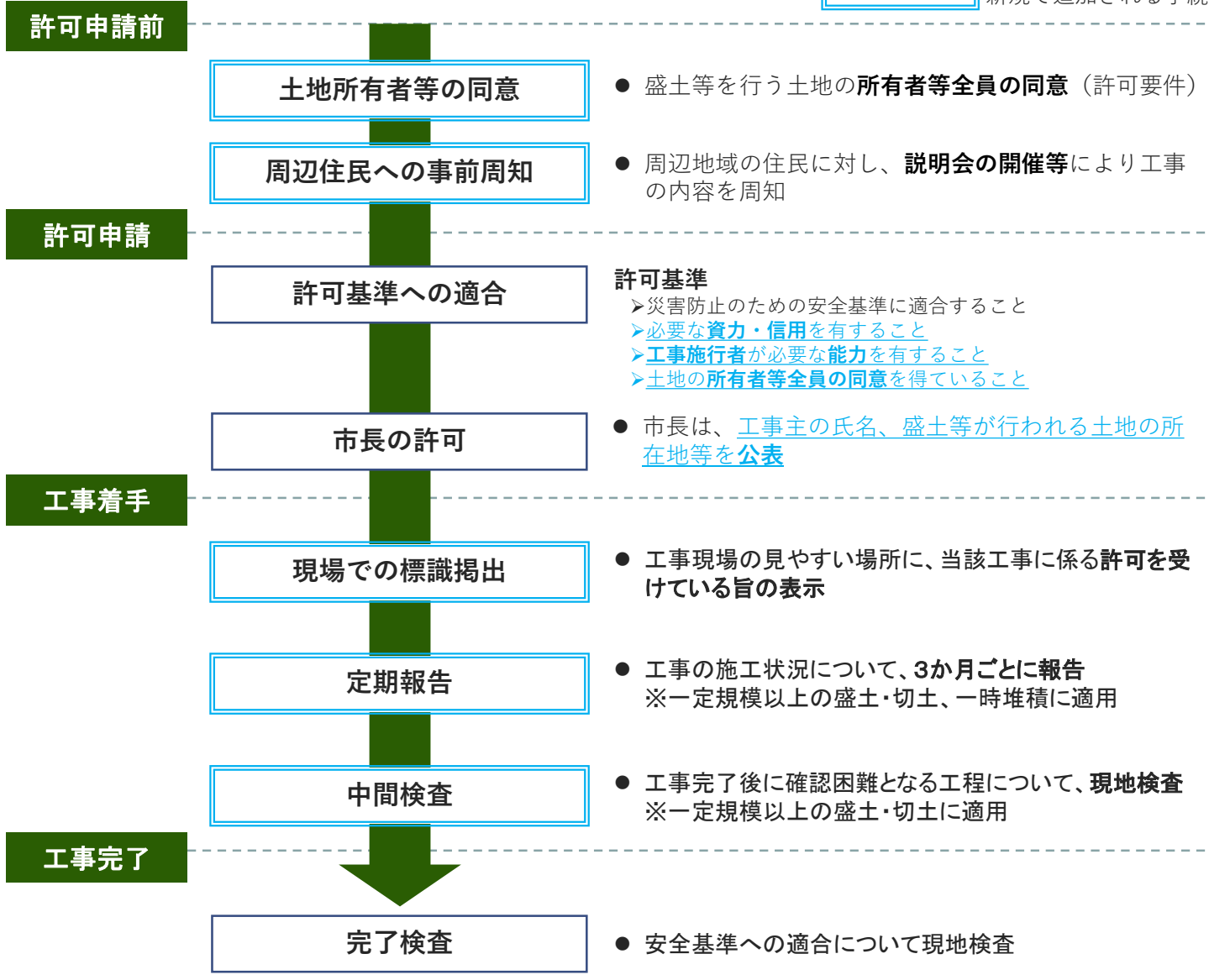


スケジュール

	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
国交省	5.27 法律公布	5.26 法施行	経過措置期間 (法施行から2年間)	5.25
八王子市 区域指定業務	10.19 東京都と協定締結	基礎調査	1月~2月 区域指定(案) パブコメ・説明会	7月31日 規制区域指定(予定)
規制区域 (法の適用)	宅地造成工事規制区域(旧法の運用)			新法による区域(新法の運用)

許可申請から工事完了までの流れ

現行宅造法と比較して
新規で追加される手続



区域指定日をまたぐ工事の対応

旧宅造規制区域	宅造許可又は開発許可の取得状況	区域指定時の工事着手状況	適用	必要な手続
規制区域内	なし	済	—	届出※1
	区域指定時に宅造許可又は開発許可あり	未/済	旧法	—
	区域指定時に宅造許可申請中で許可取得前	未	新法	許可申請
	区域指定後に開発許可を取得	未	新法※2	—
規制区域外	なし	済	—	届出※1
	区域指定時に開発許可あり	未	新法	許可申請
		済	—	届出※1
	区域指定後に開発許可を取得	未	新法※2	—

※1 区域指定日から21日以内に、当該工事についての届出が必要です。

※2 盛土規制法の許可を受けたものとみなされ、中間検査や定期報告、完了後の保全義務等の対象となります。

盛土規制法施行条例

■ 制定目的

盛土規制法の施行を踏まえ、宅地造成等に伴う災害を防止するため、法第18条第4項に基づき**中間検査に関する規定**等を法施行条例として定める。

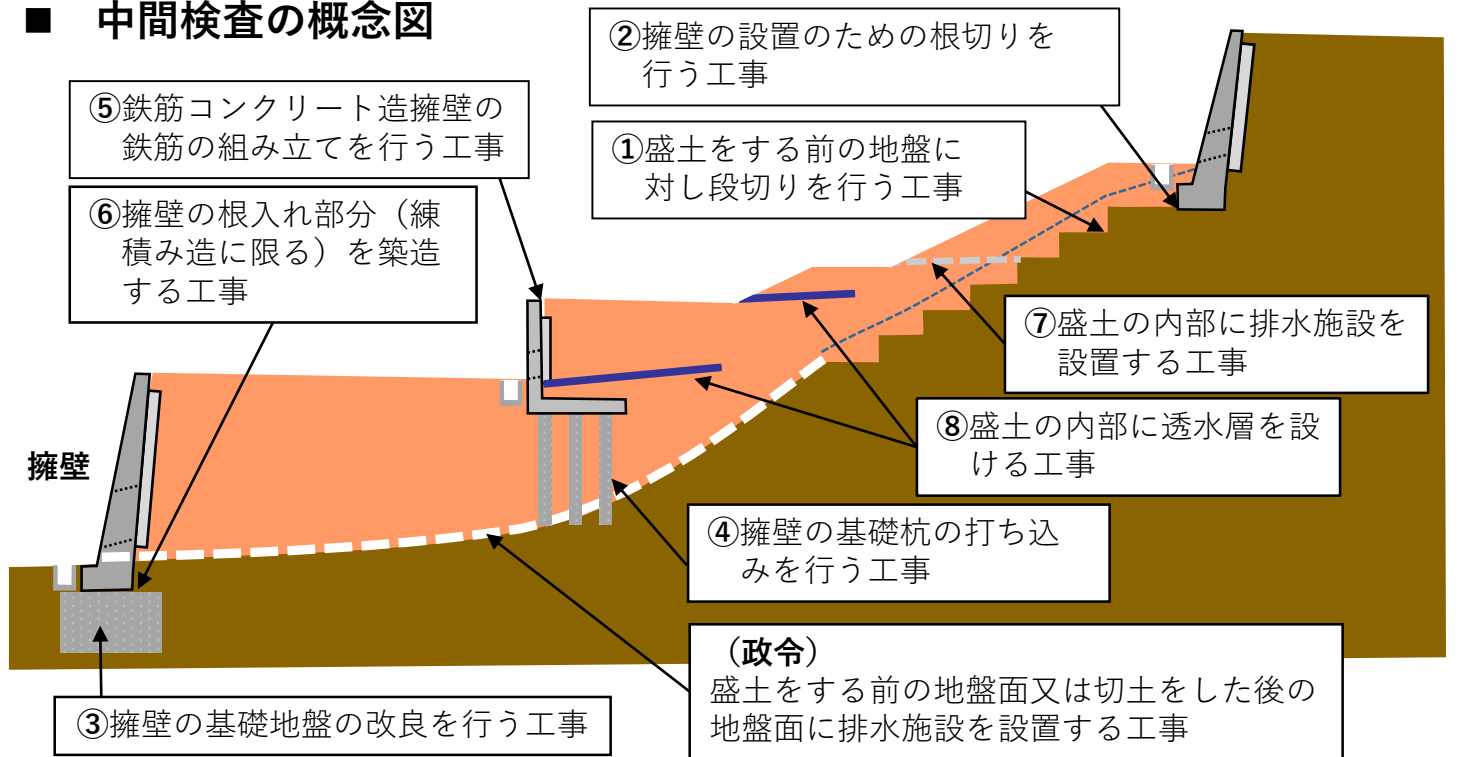
■ 構成

第1条	趣旨	第5条	盛土規制法調書
第2条	用語の定義	第6条	公表
第3条	中間検査を要する宅地造成又は特定盛土等の規模	第7条	委任
第4条	特定工程等	—	—

■ 内容

項目	目的	検討結果
中間検査	検査対象となる規模要件	規制強化 高さ2m超→1m超、3000㎡超→500㎡超
	検査項目	規制強化 検査項目を追加
処分の公表	安全性確保及び災害発生防止	条例により公表することを規定 項目は規則で定める
盛土規制法調書の作成	安全性確保及び災害発生防止	条例により調製し、保管することを規定 詳細は規則で定める

■ 中間検査の概念図



「上川の里保全活動協定」をカルビー株式会社と締結

八王子市上川の里特別緑地保全地区では、これまで地域住民をはじめ、NPOや企業など様々な団体と連携し、里山の維持管理や利活用を進めています。このたび、企業理念「私たちは、自然の恵みを大切に活かし、おいしさと楽しさを創造して、人々の健やかなくらしに貢献します。」を掲げ、地球環境への配慮活動にも取り組んでいるカルビー株式会社と新たに「上川の里保全活動協定」を締結します。

カルビー株式会社は、全国各地の活動拠点において、水源や生物多様性を守る活動と、CO2削減につながる活動として従業員自らが森林保全活動を行っています。こうした活動から、本市の「上川の里保全と活用の方針」に基づく里山保全の取組に賛同していただきました。なお、協定締結後の活動内容などは以下のとおりです。

- 1 協定名称** 八王子市上川の里保全活動協定
- 2 協定期間** 令和6年（2024年）7月10日～令和11年（2029年）3月31日
- 3 相手方** カルビー株式会社
- 4 活動内容** （1）森林整備・維持管理（間伐、下草刈り、清掃、通路等の整備など）
（2）農地を利用した農業活動
（3）環境教育（自然観察、体験学習、食育など）

【協定締結式】

- 1. 日時** 7月10日（水）市長記者会見終了後
- 2. 場所** 本庁舎3階 特別会議室
- 3. 出席者** カルビー株式会社 首都圏第二支店 支店長 武内 聡 様
八王子市長 初宿 和夫

職員の活躍を応援する 「八王子版メンター制度」を導入

本市では、多様な職員の視点や経験を市政に活かしていくため、職員の働きやすい環境づくりを推進しています。その一環として、職員のキャリア形成をサポートするための「八王子版メンター制度」を導入します。

また、職員のキャリア形成を支援するため、水泳選手として3回のオリンピックに出場した田中雅美さんを講師にお迎えし、特別研修を実施します。

1 制度の概要

先輩職員（メンター）が、後輩職員（メンティー）の抱える不安や悩みについて、自己の経験をもとに助言・相談等の支援（メンタリング）を行います。

2 導入日 令和6年(2024年)7月19日(金)

3 研修内容

(1) 研修名 「田中雅美さんに聞く！～一步踏み出すためのヒント～」

(2) 日時 7月19日(金) 午前10時30分～11時30分

(※午前10時30分から研修の全部を公開)

(3) 場所 市役所本庁舎 801・802 会議室

(4) その他 ア 講師の田中雅美さんをお招きして、市長とのランチミーティングを行います。(研修に続き、冒頭の一部を公開します。)

イ 研修当日の行程表については、別紙1～3をご確認いただき、取材申込をお願いします。



特別
研修

田中雅美さんに聞く！

～一步踏み出すためのヒント～



7/19(金)

10時半～11時半

会場:801・802会議室

(任期付・再任用・会計年度任用職員を除く)

【プロフィール】

水泳選手として、3回のオリンピックに出場。現在は、2児の母として子育てをしながら、スポーツコメンテーターとして活躍。八王子高校、中央大学を卒業。八王子100年応援団団員。

＼ 前向きにチャレンジし続けている田中さんから、前向きに取り組むための秘訣を学びます！

どうやって
モチベーションを
上げているの？

ワークライフバランス
はどうしているの？

落ち込んだ時は
どうしているの？

問合せ先:総務部職員課 清水・関口

620-7254(内線 2284) jinzai@city.hachioji.tokyo.jp

令和6年(2024年)7月19日(金) 特別研修 当日の行程表

時間	動き	プレス
10:30	初宿市長、田中雅美さん 会場到着	
	特別研修開始 ・自己紹介 ・トークタイム ・メッセージ (10:30-11:30頃)	取材場所 (10:30-11:30頃)
11:30	初宿市長、田中雅美さん 市長公室へ移動	
	ランチミーティング開始 ・初宿市長挨拶 ・田中雅美さん挨拶 ・会食 (11:30-12:30頃)	取材場所 (11:30-11:45頃) ※初宿市長と田中雅美さんが 取材対応 ※冒頭15分のみ取材可
12:30	終了	

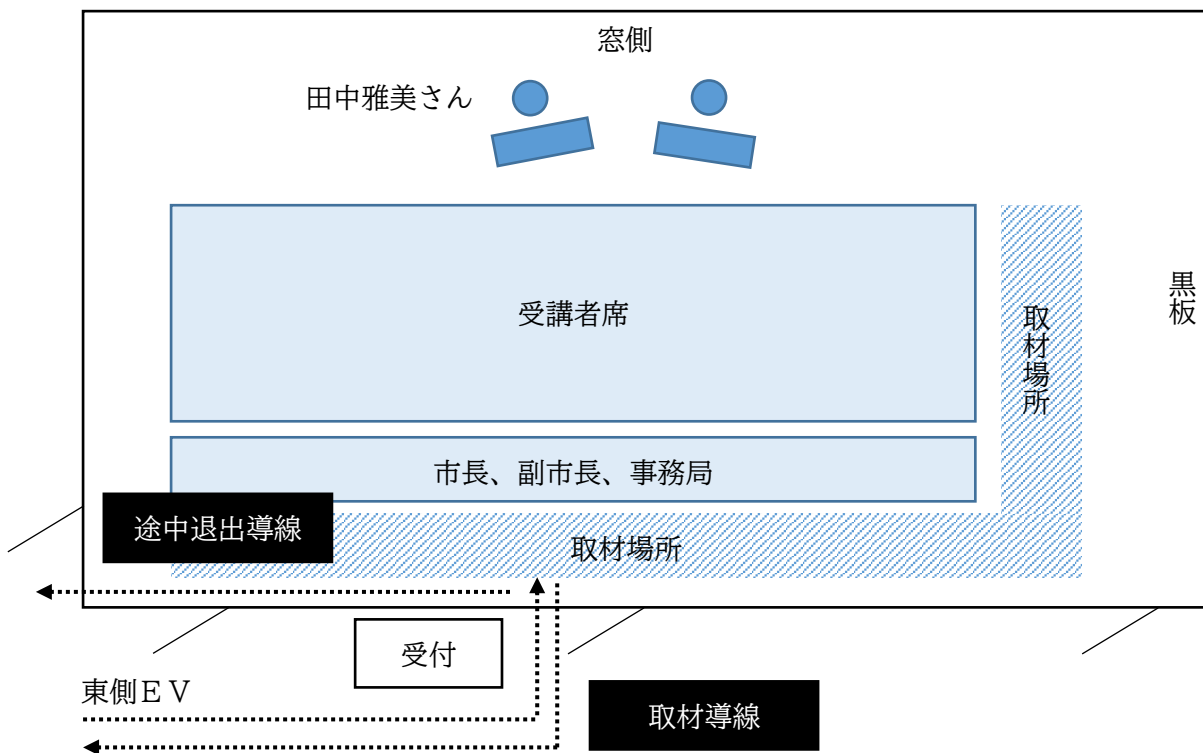
※どちらの取材場所もムービー、スチールカメラでの取材は可能です。

※各取材場所での取材終了時に、広報プロモーション課から移動のご案内をいたします。

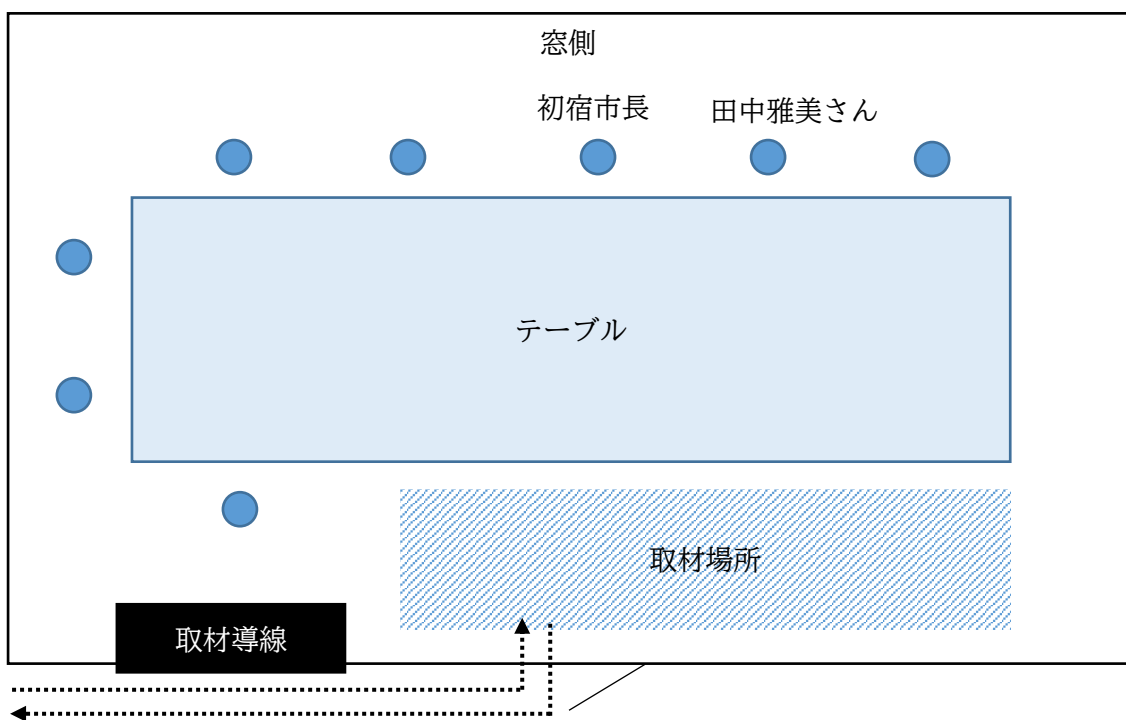
※特別研修中、途中退出は差し控えていただくようご協力願います。途中退出の場合は、
広報プロモーション課の指示に従ってください。

※退出された方で、引き続き、ランチミーティングを取材する場合は市役所本庁舎4階記者
クラブで待機願います。広報プロモーション課から移動のご案内をいたします。

市役所本庁舎8階 801・2会議室（特別研修）



市役所本庁舎3階 市長公室（ランチミーティング）



取材申込方法

取材を希望される場合は、下記メールアドレス宛に、以下の記載事項を記入のうえ、メールにてお申し込みください。

- 宛 先 八王子市都市戦略部広報プロモーション課
b401100@city.hachioji.tokyo.jp



- 件 名
メールの件名は、次のとおり記載してください。
【7/19 特別研修取材申込】〇〇（貴社名）

- 記載事項

- 1 貴社名
- 2 取材担当者
- 3 連絡先（当日連絡が取れる方の氏名、電話番号、メールアドレス）
- 4 取材人数（ペン：〇人、ムービー：〇人、スチール：〇人）

※連絡先につきましては、急遽、予定が変更になった場合に連絡をお入れします。

※取材及び撮影は必要最小限の人数でお願いします。

※本件取材以外には使用しません。

- 申込期限

令和6年（2024年）7月18日（木）午後3時まで